

2021年パークレンジャー養成基礎研 第2回講座

野外活動の安全管理

2021/4/25

NPO法人日本パークレンジャー協会



1. 自然の危険

自然現象:

地震、雷、火山爆発、火事、台風、洪水、大雪、
雪崩、土砂崩れ、落石....

危ない生き物:どんなものがあるでしょうか?

自然の世界は危険に満ちている

2. 注意すべき生きもの

危険動物:クマ、イノシシ、ヘビ、ハチ.....

毒を持つ生きもの: 毒蛇、蜂、ムカデ、毒蛾、毒魚、ダニ...
シキミ、アセビ、ドクゼリ、トリカブト....
毒キノコ

危険な植物: ウルシ、ハゼ、ヌルデ、イラクサ.....

でも彼らは人に害を与えようとして生きているわけではない/自分を守る手段

3. 人が行動すると色々なことが起きる

山: 転倒、滑落、転落、接触、路迷い.....

川: 溺れる、流される、増水による孤立...

海: 溺れる、流される、高波にさらわれる...

食: 毒キノコ、毒草、食あたり....

道具: 刃物による傷....

野外料理: 火傷、切り傷、食あたり.....

遊具: 接触、放り出される、挟まれる...

山作業: 転倒、刃物傷、切株で傷、落枝、チェーンソー...

その他: 遊び道具が相手に当たる、目に異物、ソゲ刺さり...

ものごとは必ず秩序がない方向に動く – エントロピー増大の法則

4. ボランティアの野外活動主催者に責任はあるか?

事前に**危険の予知と対策を考える責任**がある

例1: 「子ども会のハイキングで川遊びで子供が水死した」

下見して本番で遊ぶ範囲(深さ10-20cm)を決めて遊ばせたが、
範囲外に出て遊んだ子が溺れて死亡した

損害賠償責任 (引率の役員に対し526万円)

事前に**危険予知と対策、監督する責任**

例2: 「至近距離で竹トンボを飛ばし友だちの子が負傷した」

少年団の子Aが竹とんぼを至近距離で飛ばして隣の子Bに
当たり目を負傷させた。団長は事前に人の近くで飛ばしては
いけないと注意していた

損害賠償責任 (子Aの両親と少年団団長)

責任者の**危険予知と対策、監督する責任**

ボランティアであっても適切な対応をしなければ責任が問われます

5. 野外の催しの主催者が実施すべき安全管理

ボランティアは**危険の予知・対策と監督する責任がある**
万一の備えとその対応に習熟しておく必要がある

①危険の予知と対策(安全管理マニュアル)

下見で危険の予知確認とその対策法を考える

②参加者に予測される危険と注意を告知(自分の身は自分で守る)

③救急用具：救急用品を揃え携行(包帯、絆創膏....)

④救急法の習得：心肺蘇生法、AEDの使い方、応急処置

⑤保険を掛ける

⑥緊急時の連絡先を作る

⑦ 報告書(ヒヤリ、ハット)

安全管理マニュアルに詳述

6. 催しの安全管理の五箇条

- ① 事故は起こるものと考えておく
- ② 参加者に自己責任(自分の身は自分で守る)の意識を持たせる
- ③ 主催者には安全管理の義務と責任がある(危険の予知とその対策)
- ④ 安全管理研修と救急法習得は必修事項
- ⑤ 保険に加入する

この五箇条は野外活動の安全管理を考える基本です